

入札に関する質問、回答

工事名：日向神ダム橋梁補強工事

掲載日	質 問	回 答
4/27	<p>1. 特記仕様書第12章施工条件の3) 仮設備関係に『本工事で設置した足場は、日向神ダム橋梁塗装工事にも使用するため、工事完了後も存置するものとする。また、足場の撤去は、塗装工事が完了後、本工事において行う。』と記載されていますが、現在の工期は塗装工事の工事期間は含まれていないと考えてよいでしょうか。塗装工事の工事期間をご提示いただけますでしょうか。</p> <p>2. 塗装工事用の足場改造は塗装工事を行うものと考えてよろしいでしょうか。また、塗装工事完了後は塗装工事前の状況に復旧していただけるのでしょうか。</p> <p>3. 塗装工事施工中の足場安全管理は塗装工事を行うと考え、本工事の職員は現場に非常駐で良いと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>現在の工期は、塗装工事期間を含んで設定しています。</p> <p>具体的な工程は、「橋梁補強工事で足場設置 → 塗装工事の実施（足場改造・復旧含む） → 橋梁補強工事の実施 → 橋梁補強工事で足場撤去」の順で行います。</p> <p>塗装工事の期間は約4ヶ月間を見込んでいます。詳細な工程は、受注者決定後に両工事で調整し決定します。</p> <p>塗装工事用の足場改造および塗装工事完了後の足場復旧（塗装工事前の状況への復旧）は、塗装工事にて行います。</p> <p>塗装工事が施工されている期間、本工事が一時中断となる場合（現場管理のため発注者が常駐を特に指示した場合を除く）は、特記仕様書第1章第19条に基づき、本工事の現場代理人の現場への常駐を要しない期間とします。</p>

	<p>4. 本工事完了後から塗装工事完了後の足場解体までの期間があくことになると想定しておりますが、監理技術者等の変更は可能でしょうか。</p> <p>5. 鶴橋の通行止めに関する交通誘導員が計上されていると考えておりますが、施工に伴い国道 442 号および国道 115 号の通行止めが必要になった場合は設計変更協議の対象と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>6. 設計図書では耐風索アンカーブロックの位置が H. W. L 以下となっておりますが、施工時期などの条件はありますでしょうか。</p> <p>7. アンカーブロックでの作業に必要な足場などの安全設備の項目が確認できませんが、どのようにお考えでしょうか。</p> <p>8. アンカレイジへのアクセス条件をご提示いただけますでしょうか。</p>	<p>本工事の足場設置後に行われる塗装工事期間（約 4 ヶ月）は、本工事の耐風索の製作期間中と重複するため、工事全体として継続している状態と考えられます。</p> <p>したがって、この期間をもって工事中止期間には該当せず、単に期間があくことを理由とした監理技術者等の変更は、原則として認められません。</p> <p>ただし、当該期間が特記仕様書第 6 章または第 7 章の規定に該当する場合は、協議の上、変更が可能となります。</p> <p>鶴橋の通行止めに伴う交通誘導員は計上しております。国道 442 号や県道 115 号八女小国線での通行止めにより、当初計画の交通誘導員の増員や配置変更が必要となる場合は、設計変更協議の対象といたします。</p> <p>耐風索アンカーブロックは H. W. L 以下に位置するため、水位の低い時期に施工が必要です。このため、出水期明けの令和 8 年 10 月以降の施工を条件とします。</p> <p>アンカーブロック作業用の足場は、別途設置せずとも安全に作業可能と判断し、設計に計上しておりません。しかし、現場の状況により、当初想定と異なり安全な施工のために別途足場が必要と判断された場合は、工事請負契約書第 18 条第 1 項の「設計図書と実際の現場状況の不一致」または「予期せぬ特別な状態」に該当し、設計変更協議の対象といたします。</p> <p>アンカレイジへは、徒歩にてアクセスできます。通常作業に支障はないものと考えております。</p>
--	--	--

	<p>9. 目地材補修工に関して詳細図がありません。目地材の幅や施工内容など具体的な内容をご提示いただけないでしょうか。</p> <p>10. 耐風索の製作に6カ月程度を要する見込みです。現時点では工期に収まると考えておりますが、条件変更や世界情勢の状況により製作期間や製作開始時期がずれた場合には設計変更協議の対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>目地材補修工の詳細図はございません。参考資料として、見積公告時の資料を添付いたします。既設目地の概略寸法は、幅10mm、厚さ150mmです。</p> <p>設計条件の変更や世界情勢等の不可抗力によって耐風索の製作期間・開始時期に遅延が生じ、工期全体に影響を及ぼす場合は、設計変更協議の対象といたします。これは、工事請負契約書第22条に定める「受注者の責めに帰すことのできない事由による工期延長」に該当します。</p>
5/1	<p>1. 準備工に係る移設費用及び機械器具費は計上されておられるでしょうか また、仮設計画図を御提示下さい</p> <p>2. 耐風索取替に伴う諸々の揚重機等の計上はされておられるでしょうか 過不足の際には変更協議の対象になりますでしょうか (見積依頼時に添付されていた施工計画(案)を添付致します)</p> <p>3. 金抜単価表(参考)の【第40号単価表】各供用日の公表をお願いします。</p> <p>4. 特別調査による単価の公表をお願いします。</p>	<p>準備工に係る移設費用及び機械器具費は、見積公告資料の施工計画(案)に基づき、金抜単価表の第10号単価表に含んでおります。準備工に関する仮設計画図は作成しておりませんので、ご提示はできません。</p> <p>耐風索取替に伴う諸々の揚重機等は見積公告資料の施工計画(案)に基づき、金抜単価表の第10号単価表に含んでおります。ただし、工事請負契約書第18条第1項の「設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない」または「設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態」に該当する場合は、設計変更協議の対象といたします。</p> <p>【第40号単価表 足場工(吊足場)耐風索・支索取替作業時】に伴う供用月数は、すべて10カ月です。</p> <p>特別調査は行っておりません。</p>